

障がいへの配慮

多くの視覚障がい者は、適切な援助を受けることで日常生活の質を高めることができます。

視覚障がいのある方への援助は、体を支えたり食事や排せつなどの介助を行ったりという直接的な身体介護に特別な配慮が求められるのではなく、その場の状況をわかりやすく説明したり、車への乗降を介助したり、一緒に連れ添って歩くといったことなどが大切です。

介護サービスを提供する際は、次のような配慮が必要です。

接するとき

(出会ったとき)

- 声をかける際は、まず相手の名前を呼び、「介護者の〇〇です。」と自分の職種や名前を名乗ってから用件に入ります。このとき、視力のある視覚障がい者を除いて、軽く手を握るなどすると、介護者の方向がわかるだけでなく、距離感もつかめてよいといわれます。

(介護者の状況を伝える)

- 「まず掃除をして次に洗濯をします。」「11時から12時までは台所にいます。」などと、介護者が何をしているのか、次に何をするのか、どこにいるのかを言葉で伝えます。

(席を外すとき・別れるとき)

- 席を外すときは、「ちょっとゴミを捨ててきます。」などと声をかけてから行動します。戻ってきたときも「戻ってきました。」と告げます。別れるときは、「これで失礼します。」と言葉ではっきり伝えながら別れます。さらに、電気のスイッチや施錠等については求めに応じて対応し、結果を伝えて別れます。

(説明の仕方)

- 説明はイメージがつかめるよう、できるだけ具体的な言葉で表現し、場合によっては実際に触ってもらうことで理解してもらいます。
- 人、物、場所、方角などを表すのに、不確かな言葉を用いず、具体的に説明します。例えば、本人に物の位置を説明する時は、「あっちにあります。」とか「向こうに置きました。」といった言葉を使うのではなく、「東の窓の下にあります。」とか「食卓の右、手前角に置きました。」というように具体的に説明してください。
- 本人に金銭を手渡し時は、貨幣の種類と金額を言葉で告げながら手渡してください。
(例)「はい、千円札2枚です。500円1枚です。10円3枚です。合計2,530円です。」
- 説明を明確にしようとするあまり、声が大きく周りに内容が知れてしまうことのないよう注意します。特に、外出先などでは配慮が必要です。
- 説明は原則として本人に行い、必要に応じて家族等に行うようにします。

(その他)

- 求めに応じて、手紙、新聞、スーパーのチラシ、役所からの連絡など、活字情報を読むと喜ばれるようです。訪問介護サービスにおいても、これのみでは介護保険給付の対象にはなりません。サービスの準備・記録等における「相談援助、情報収集・提供」の範ちゅうであれば、こうした支援も可能です。

視覚障がい

身辺管理など

(食事)

- 食事は、献立名や料理に含まれている具材などを詳しく説明します。また、食器に直接触れて配膳場所を確認してもらいます。調味料は求めに応じた種類や量を用いるようにします。本人が自分で行う場合は調味料の位置を説明します。

(着替え)

- 衣服の着脱は自分でできることが多いため、必要時のみ手伝います。ただし、上下の色合いや季節やTPOに応じたものになっているか、汚れていないか等、視覚による手助けや確認が必要な場合があります。

(トイレ)

- 通院など外出先で慣れないトイレを利用する場合は、便器の種類、ペーパーホルダーや水洗レバーの位置などを確認してもらいながら説明します。

(入浴)

- 入浴の際は、滑って転ばないように必ず声かけを行うとともに、必要に応じて洗い場まで移動介助します。区別しにくい容器には輪ゴムなどを取り付けます。

(物の移動)

- 視覚障がい者は、物の位置を記憶して行動しています。本人の同意を得ずに勝手に室内の物を移動すると、物の位置が確認できなくなります。本人の依頼なしに勝手に物を動かすことは、絶対にしないでください。

(その他)

- 利用者の住居に階段がある場合、踏板や踊り場に、絶対に物を置かないようにしてください。利用者がその物につまづいたり踏んだりして物を落下させ、破損させるだけでなく、本人も転落することがあります。同様に、玄関の上がりまちなどにも、物を置かないようにしてください。

先天性あるいは早期に視覚障がいになった方と、途中で視覚障がいになった方

- 視覚的経験の記憶があるかどうかといった点について、視覚による模倣ができないことや運動発達にも多大な影響をもたらすなど、大きな違いがあります。
- 中途障がいの場合は障がいの受容ができず、視覚中心の生活様式から、視覚以外の感覚を利用した生活様式に切り替えることにかなりの時間を要する場合も多く見受けられます。
- 高齢になってから視覚障がいになった場合は、視覚損傷による様々な不自由や制限が増強されることとなります。

視覚障がいのある方の状態やニーズを正しく把握するとともに、受傷時期をできるだけ認識しておくことが重要です。

援助に当たっては、本人と十分話し合いながら、共に工夫していきましょう。

移動・歩行

視覚障がいのある方への基本的な介助の方法は、次のとおりです。

誘導者がやや前方に立ち、左右のいずれかの腕を自然に持たせるようにします。決して両肩をつかんで押したり、前に回って向かい合わせになったり、手や衣服を引っ張ったりしないようにします。

◆ 視覚障がいのある方への基本的な介助方法 ◆

〈正面から見た基本姿勢〉



視覚障がいの者の横半歩前に立ち、常に二人分の幅を確保しながら誘導します。

〈白杖を持っている方と階段を上る方法〉



白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。階段が始まることを「上り階段です」と告げ、あなたから上り始めます。上るスピードについても口頭で確認し、階段の終わりについても「終わりです」もしくは「踊り場です」と伝えます。

〈背もたれの確認〉



目の不自由な方は、背もたれにさわることによって位置や向き、いすのタイプなどを判断することができます。

〈ヒジや肩、手首をつかんでもらう場合〉



視覚障がいの者のヒジの角度が90度くらいになることで互いの位置を適切な間隔に保つことができます。持たれているヒジは、体側に軽く付けてごく自然にし、腕はあまり振らないようにします。

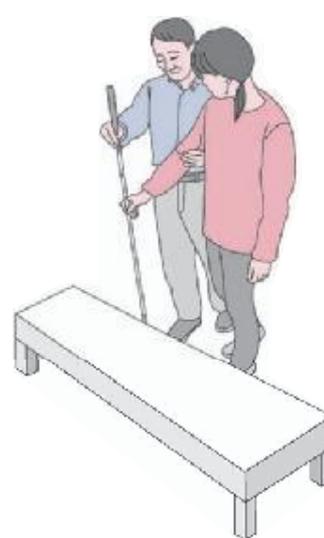
視覚障がいの者の背が高い場合には、ご本人に確認したうえで、肩をつかんでもらっても良いでしょう。また、逆に、視覚障がいの者が子どもであったり、極端に背が低い場合には、手首のあたりをつかんでもらっても良いでしょう。

〈白杖を持っている方と階段を下りる方法〉



白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。後は、上るときと同様に、階段が始まることを口頭で告げ、あなたから下り始めます。スピードに気をつけ、声をかけながら下り、階段の終わりを知らせます。

〈白杖による誘導〉



白杖を持っている方には、白杖を垂直に立てた状態でいすにふれるように手を添え、座る場所に導くという方法もあります。その際は、事前に了解を得た上で、白杖のグリップの少し下を持って指し示すようにします。

※「公共サービス窓口における配慮マニュアル」平成17年障害者施策推進本部発行より（一部改定）

主に居宅サービスについて述べていますが、施設サービス、通所系サービスについても、状況に応じ、同様に配慮してください。

視覚障がい

通所サービスを提供する場合は、次のような配慮が必要です。

車での送迎

- 車へのガイドを適切に行いましょう。
- まず、ドアの横で車の向きとタイプを知らせます。介護者がドアを開け、利用者の片手を車の内側に、もう一方の手を屋根に置き、頭をぶつけないように気を配りながら先に乗り込んでもらいます。安全を確認してドアを閉めます。
- 降車する時は、介護者が先に降りて、利用者が降りてくるのを待ちます。

参加しやすい行事運営を

- 視覚障がいのある方がレクリエーションや行事に楽しく参加できるように、その方に応じた説明やコミュニケーションの支援に取り組みましょう。

特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設では、次のような配慮が必要です。

入所(居)されたら

- 居室はトイレや食堂に近い部屋を用意します。
- 部屋確認のため、点字による表示を用意します。
- 室内の構造、トイレや入浴室、階段やエレベータ、消火器や緊急用ボックスなどの出っ張りのある物を、一つ一つ実際に確認してもらいながら説明します。

入所(居)生活

- 単独移動が困難な利用者は近距離移動も大変で危険を伴うため、介護者の援助が必要になります。
- 全盲であっても移動に不自由を感じない方は、特に危険がない限り制限を設ける必要はありません。ただし、通路の物品については十分に説明します。
- コミュニケーションは実に大切で、声をかけることで安心感や信頼感が深まります。
- レクリエーションや行事の実施に当たっては、障がいのある方も楽しめる配慮が必要です。

外出のための支援

- 入所又は入居している施設などの行事等で外出する場合は、当該施設等において適切に支援する必要があります。「移動・歩行における配慮事項」(視覚障がいのある方への基本的な介助方法)に留意して支援してください。
- 有料老人ホームに入居している場合であっても、介護保険の指定(特定施設入居者生活介護の指定)を受けていない有料老人ホームでは、介護保険による訪問介護(通院・外出介助)を利用することが可能です(要介護・要支援認定を受けた方に限ります。)。また、介護保険サービスの支給限度額の制約等から、介護保険による訪問介護(通院・外出介助)が利用できない場合であっても、障がい福祉サービス(居宅介護(通院等介助)・行動援護など)や市町村地域生活支援事業(移動支援事業)が利用可能な場合がありますので、市(区)町村(障がい福祉担当)にご相談ください。